

青い森しんきんで
年金をお受け取りの皆様へ
感謝の気持ちを込めて...

青い森しんきん
年金定期預金1000

お取扱い
期限 平成28年
6月30日(木)まで

お預入れ
金額 1,000万円まで(1円単位)
※年金振込予約のお客さまは500万円まで

お預入れ
期間 1年

自動
継続 金利上乗せで自動継続
※満期時に、本商品が発売されている場合、また、お振込などの
条件を満たされている場合は、金利上乗せ自動継続いたします。

【適用金利】当金庫で **年金受取指定・年金振込予約** をされているお客さま
スーパー定期1年もの **店頭表示金利に 0.20%上乗せ**

※お預入店舗は、年金振込店・年金予約申込店に限定いたしません。1店舗のみのお取扱いとなります。

 **青い森信用金庫**

青い森しんきん 年金定期預金1000

～ 商品概要 ～

預入対象者	①当金庫で公的年金をお受取りされているお客さま、または新規・変更にてお受取りされているお客さま ②満55歳以上で「年金振込予約申込書」により年金振込予約をされているお客さま(新規予約を含みます)	付加できる 特約項目	●この定期預金は自動継続定期預金で取扱います。 ●自動継続定期預金の取扱いは、元利金継続扱い・元金継続扱いのいずれでも取扱います。 なお、預入合計額が1,000万円のお客さまにつきましては、元利金継続のお取扱いはできません。 ●この定期預金は証書式、通帳式、総合口座への組み入れもできます。 ●この預金は貸出金の担保にすることができます。この場合の貸出利率は、証書記載の利率に当金庫で定める預金担保貸出基準の利率を加えた利率とします。	
販売期間	平成28年4月1日(金)～平成28年6月30日(木) 期間限定商品		金利情報の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、または窓口へご照会ください。
預入期間	1年 この定期預金は、証書または通帳記載の満期日に期間1年の「青い森しんきん年金定期預金1000」または、「スーパー定期」、「大口定期」に自動的に書替続きます。		その他参考になる 事項	この預金は預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと、その利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。)
預入限度額	1,000万円まで(1円単位) ※年金振込予約のお客さまは500万円まで ただし、年金振込予約しているお客さまが、預入期間中に年金受取指定した場合は、合計で1,000万円までとします。	苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0178-44-3579)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。	
適用金利	①年金受取指定されているお客さま ②年金振込予約をされているお客さま ①・②いずれも、「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率に0.2%上乗せした金利を約定利率として適用します。 継続後の利率は、この定期預金が発売されている場合は、その適用利率とし、発売されていない場合、またはご利用いただけない条件を満たしていない場合は、「スーパー定期」または「大口定期」それぞれ1年ものの店頭表示利率とします。	税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。個人の場合、法令に定められた条件を満たせばマル優が利用できます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
中途解約の 取り扱い	預入日に遡って優遇を取消し、この利息は預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。 ※証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの利率を基準利率とします。 A. 6カ月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6カ月以上1年未満 基準利率×50%	●店名 ●担当者 ●電話	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	

ご質問・ご相談など、お近くの
〈青い森しんきん〉窓口・渉外担当へ
お気軽にお問い合わせください。

